

佐伯市市街地グランドデザイン第1期実施計画

計画年度 令和3年度から令和7年度まで



佐 伯 市

令和5年7月（第1回変更）

佐伯市市街地グランドデザインの第1期実施計画の作成方針

第2次佐伯市総合計画推進のための基本政策の1つである「暮らしと産業を支える生活基盤の創生」実現のため、中心市街地の活性化が必要とされています。

令和2年3月に策定した佐伯市市街地グランドデザイン（以下「グランドデザイン」という）に沿って、便利で過ごしやすく人が集うまち、人々が活発に交流し、ふれあうまちづくりを念頭に、下記6つの将来像の実現に向け、「歴史・文化と海が癒し、輝けるまちづくり～令和20年の佐伯市中心市街地の姿～」をテーマにまちづくりに取り組んでいきます。

その具体的取組を、令和3年度から令和7年度までの5年間で第1期実施計画として策定します。

1 グランドデザインにおける目指すべき20年後の将来像

- | | |
|------|------------------------------|
| 将来像1 | 【活力】 様々な都市機能が集積する交流の場となるまち |
| 将来像2 | 【特色】 「食」の魅力・城下町を活かした来訪者が多いまち |
| 将来像3 | 【便利】 気軽に訪れる便利なまち |
| 将来像4 | 【快適】 人々が住み、働く、快適なまち |
| 将来像5 | 【安心】 災害に強い安全・安心に暮らせるまち |
| 将来像6 | 【参加】 みんなが参加できるまち |



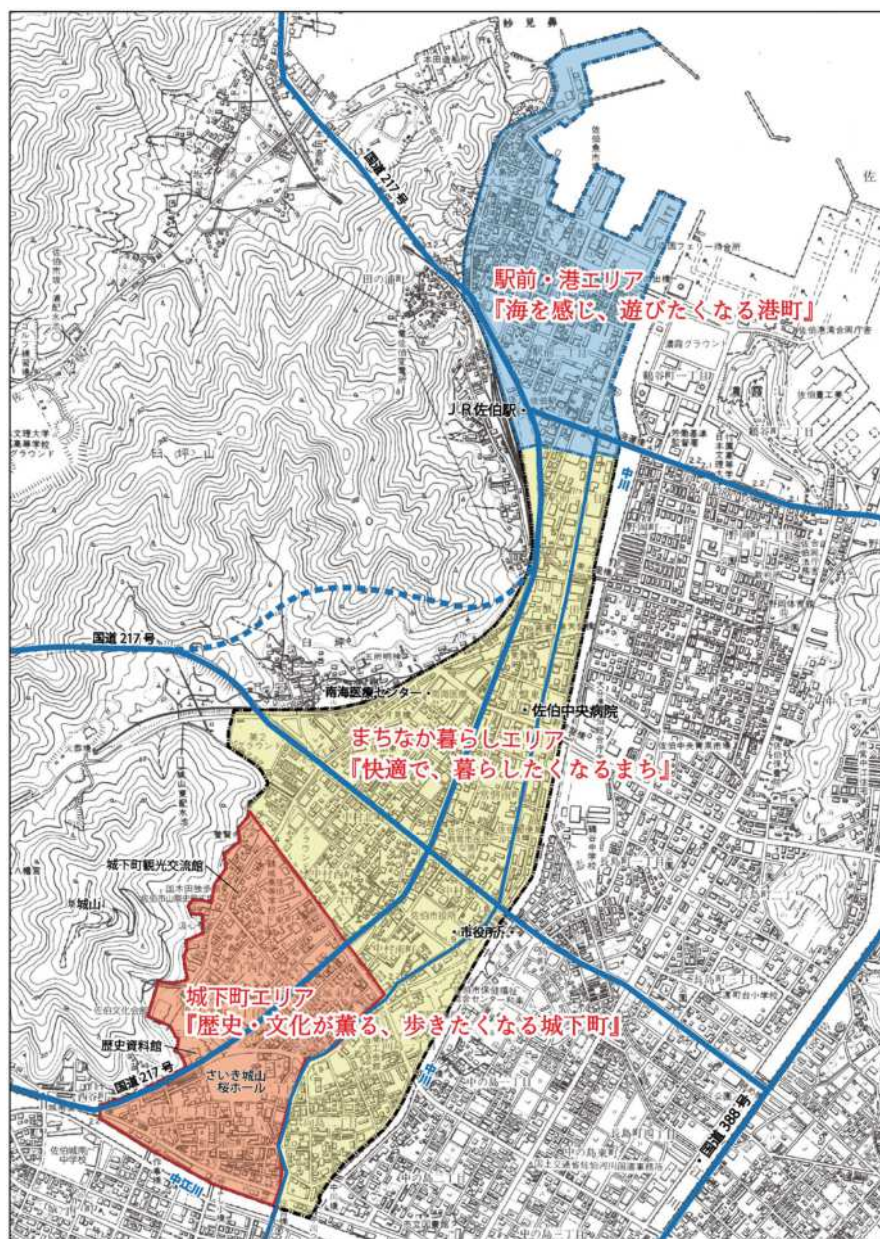
2 将来像の実現に向けて 目標となるテーマ

歴史・文化と海が癒し、輝けるまちづくり

～令和20年の佐伯市中心市街地の姿～



3 中心市街地位置図とランドデザインで設定する重点エリア



重点エリア

城下町エリア

歴史・文化が薫る、
歩きたくなる城下町

駅前・港エリア

海を感じ、遊びたく
なる港町

まちなか暮らしエリア

快適で、暮らしたく
なるまち

4 計画の期間

ランドデザインは中心市街地の20年後の将来像を描いており、その具現化に向けた**第1期実施計画は令和3年度から令和7年度までの5年間と設定しています。**

その後は、第1期計画事業の進捗管理や検証を行い、中長期の計画を策定します。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	～	R18	R19	R20
計画期間	R3～R20										
実施期間	第1期実施計画					中長期（第2期以降）					

5 取り組む事業の考え方

第2期佐伯市中心市街地活性化基本計画の基幹事業であった「さいき城山桜ホール」が令和2年10月31日に開館しました。ホール内での事業実施だけでなく、城山や周辺の公共施設、空き店舗等を活用しながら民間活力と行政の協働によりソフト事業を実施することで、それぞれの取組が点ではなく面として展開していけるよう取り組みます。

城下町エリア全体を第1期実施計画の事業実施最重点エリアとし、少子高齢化に対応するための都市機能の充実や、より良い居住環境の整備等の検討を行っていきます。

また、駅前・港エリアについては、これまでの民間主体によるソフト事業への支援と並行して、佐伯駅や、駅周辺の利便性の向上、機能の充実及び葛港地域の活性化策の具体的な検討を行っていきます。

城下町エリア	・・・	第1期実施計画の事業実施最重点エリア
駅前・港エリア	・・・	調査、研究等を中心とした利活用検討エリア

6 目標指標

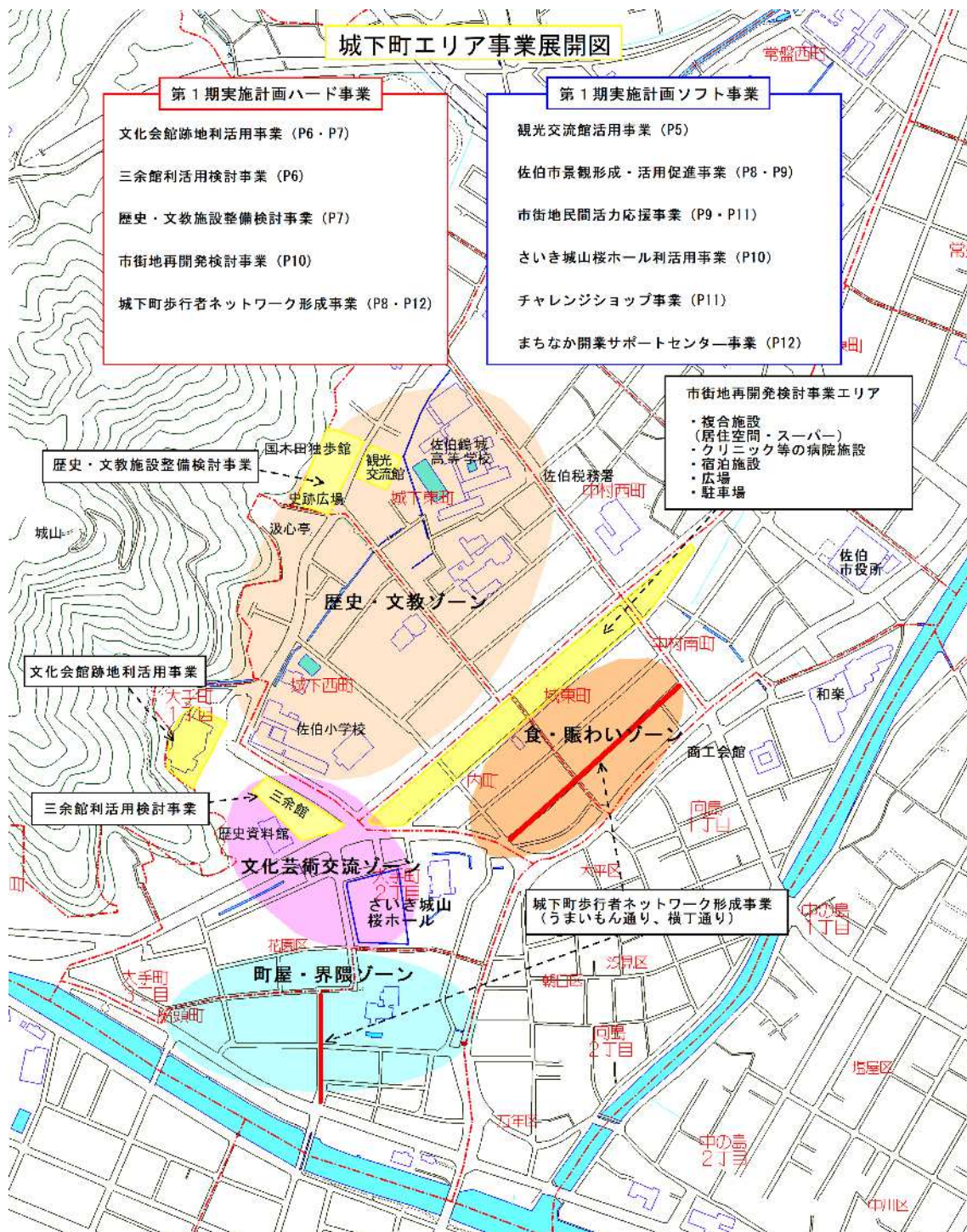
第2次佐伯市総合計画及び第2期佐伯市中心市街地活性化基本計画（令和2年度終了）の目標指標に新たに「城下町エリアでの新規創業者数」を加えます。

目標内容	基準値	目標値	
		令和4年度 (総合計画目標最終数値)	令和7年度 (第1期実施計画)
第2次佐伯市総合計画で指標とする下記2項目+1項目	令和1年度 実績値		
歩行者通行量(※1)	2,658人/日	3,018人/日	3,265人/日
まちづくり交流人口(※2)	274,250人/年	342,960人/年	366,932人/年
新規創業者数	0件	6件/累計	21件/累計

※1 中心市街地内5地点で測定 ※2 中心市街地内3公共施設の入館者数

7 事業

事業については、下記展開図にそれぞれ「第1期実施計画ハード事業・ソフト事業」に示しています。詳細（事業名、事業内容、担当課、スケジュール等）につきましては次ページ以降に記載をしています。



事業については、佐伯市市街地グランドデザイン 14 ページ以降の「エリア別グランドデザイン」の整備方針、方針による施策に基づき記載をしています。

なお、中心市街地の目指す将来像の実現に向け、重要かつ先導的な役割を果たすプロジェクトを「重点プロジェクト」と位置付けています。重点プロジェクトの記載項目に対応する事業は上記同様にグランドデザイン 28 ページ以降の方針に対応する事業を表しています。

城下町エリア 方針1「歴史・文教ゾーン」城山・山際通りの歴史的環境の保存・充実

(1)山際通り(歴史と文学のみち)に沿った歴史や文化を感じる素材の充実

事業名	観光交流館活用事業	担当課	観光課 社会教育課
重点プロジェクト	B 山際通り周辺エリア魅力向上プロジェクト		
事業概要	施設を民間のノウハウを取り入れながら活用することで経費の削減、他観光施設との柔軟な連携を行い、観光客がゆっくりくつろげ、山際通りの風情を感じられる事業を実施する。現行の集会機能は維持し、地域住民と観光客の両者から好まれ、利用される施設を目指す。		
事業目的	民間の活力を利用した山際通りの賑わい創出、経済効果の増加を目指す。また、地元住民、観光客との交流促進を図る。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
ソフト事業の実施 管理の検討	●—————● ●—————●					
その他事項	国木田独歩館、汲心亭の在り方、活用についても検討する。					



(2)市民の財産である城山の景観環境整備、活用

事業名	文化会館跡地活用事業	担当課	社会教育課
重点プロジェクト	B 山際通り周辺エリア魅力向上プロジェクト		
事業概要	城山の文化会館跡地（佐伯城三の丸）を含めた佐伯城跡を国指定史跡とし、土地の購入、その後の整備、活用を行う。		
事業目的	佐伯城跡を国指定史跡とし、市のシンボルとして、郷土への誇り・愛着心を育む。また、文化会館跡地は史跡としてだけでなく、城下町エリアの回遊拠点となる憩いの場としても位置付け、イベント等にも活用する事で市民や観光客でにぎわう場とする。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
解体設計	●————●					
解体		●————●				
国指定		●————●				
土地購入・利活用			●	————●		
その他事項	国、県の補助により土地購入、保存活用計画を作成。					

(3)公共施設跡地の活用による、大手前と山際通りの連携強化

事業名	三余館利活用検討事業	担当課	文化芸術交流課 他
重点プロジェクト	A 文化芸術交流拠点形成プロジェクト		
事業概要	令和3年3月に策定された「佐伯市文化芸術交流のまちづくり計画」に基づき、三余館を ①美術品展示機能 ②美術・歴史の教育機能 ③造形芸術を主体とした活動・展示・交流の拠点機能を持つ施設の整備、もしくは、築40年を経過する現在の図書館の在り方を含め、将来的な市民図書館の設置も検討する。		
事業目的	ランドデザインの中で城下町エリア・文化芸術交流ゾーンに位置している歴史資料館及びさいき城山桜ホールと連携し、更なる社会教育機能の強化を図ることで市の交流拠点づくりを行う。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
アートラボ事業 事業検討	●————●			●————●		
その他事項	当面、事業を継続しながら、今後の使い方の検討を行っていく。					

事業名	(再) 文化会館跡地利活用事業	担当課	社会教育課
重点プロジェクト	B 山際通り周辺エリア魅力向上プロジェクト		
事業概要	城山の文化会館跡地（佐伯城三の丸）を含めた佐伯城跡を国指定史跡とし、土地の購入、その後の整備、活用を行う。		
事業目的	佐伯城跡を国指定史跡とし、市のシンボルとして、郷土への誇り・愛着心を育む。また、文化会館跡地は史跡としてだけでなく、城下町エリアの回遊拠点となる憩いの場としても位置付け、イベント等にも活用する事で市民や観光客でにぎわう場とする。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
解体設計	●————●					
解体		●————●				
国指定		●————●				
土地購入・利活用			●	————●		
その他事項	国、県の補助により土地購入、保存活用計画を作成。					

事業名	歴史・文教施設整備検討事業	担当課	観光課 社会教育課
重点プロジェクト	B 山際通り周辺エリア魅力向上プロジェクト		
事業概要	国木田独歩館と旧山中邸史跡広場に挟まれた空家となっている「川野邸」の購入を視野に、景観に調和した美術品展示機能、また、図書館機能等の社会教育、文化芸術的施設の整備を検討する。		
事業目的	山際通りには、歴史、文化、情報発信等の交流拠点が集積されている。歴史、文教ゾーンとして市民、更には交流人口の増加を視野に交流施設の整備を行う。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
整備検討	●————● 整備検討の進捗により、用地購入、整備を推進。					
その他事項	国木田独歩館、観光交流館などの周辺施設との連携を考慮する。					

(4)山際通りから国道 217 号にかけて城下町の町割りを活かしたまちづくり

事業名	佐伯市景観形成・活用促進事業	担当課	都市計画課
重点プロジェクト	B 山際通り周辺エリア魅力向上プロジェクト		
事業概要	<p>佐伯市景観計画（令和2年3月策定）に基づき、本市の良好な景観形成を促進することでの市民の地域への誇りや愛着心の醸成を図り、地域の価値の向上に繋げていくために、景観づくりWSや講演会等の開催をするとともに、景観形成重点地区（※1）に指定されている山際周辺地区及び船頭町地区において景観形成の向上に寄与する行為に対して、事業費の一部を助成する補助事業の運用等を行う。</p> <p>（※1）景観形成重点地区とは、象徴的な景観や良好な景観が形成されている地区で、本市の景観形成を進める上で重要な役割を担う地区として位置付けている地区をいう。</p>		
事業目的	<p>本市の自然・歴史・文化・人々の活動によって形成されている良好な景観を守り整えることで、地域の個性や特色を表現、市民の地域への誇りや愛着心を醸成を促し、地域の価値の向上に繋げていく。</p>		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
<ul style="list-style-type: none"> ・景観づくりWS、講演会等の開催 ・次世代につなぐ景観資源再生事業（視点場整備）の実施 ・景観形成促進事業補助金の運用 						
その他事項	山際周辺地区及び船頭町地区を重点エリアとしている。					

城下町エリア 方針2「町屋・界隈ゾーン」船頭町周辺の町屋風情を感じる景観の保全・活用

(1)船頭町周辺の景観保全・活用

事業名	城下町歩行者ネットワーク形成事業	担当課	建設課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市道中島町線（うまいもん通り）の高質化【舗装全面改修】 【工事延長】 L=274.4m 【幅員】 W=4.0~6.3m 【舗装改修：高質化】 A=1,152m² ・市道大手前池船線（船頭町・横丁通り）の高質化【舗装全面改修】 		
事業目的	<p>ランドデザインの策定に伴い、第1期事業実施重点エリアに指定されている「仲町周辺再生プロジェクト」の一環として、市道中島町線（うまいもん通り）の高質化を図る。</p> <p>「船頭町周辺賑わい形成プロジェクト」の一環として、市道大手前池船線（船頭町・横丁通り）の高質化を図る。</p>		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
市道高質化工事 中島町線 大手前池船線						
その他事項	市道中島町線（うまいもん通り）だけでなく、城下町エリアの既存高質化道路の現況を把握し、関係各課と協議しながら計画に組み込んでいく。					

事業名	(再) 佐伯市景観形成・活用促進事業	担当課	都市計画課
重点プロジェクト	B 山際通り周辺エリア魅力向上プロジェクト		
事業概要	<p>佐伯市景観計画（令和2年3月策定）に基づき、本市の良好な景観形成を促進することでの市民の地域への誇りや愛着心の醸成を図り、地域の価値の向上に繋げていくために、景観づくりWSや講演会等の開催をするとともに、景観形成重点地区（※1）に指定されている山際周辺地区及び船頭町地区において景観形成の向上に寄与する行為に対して、事業費の一部を助成する補助事業の運用等を行う。</p> <p>（※1）景観形成重点地区とは、象徴的な景観や良好な景観が形成されている地区で、本市の景観形成を進める上で重要な役割を担う地区として位置付けている地区をいう。</p>		
事業目的	<p>本市の自然・歴史・文化・人々の活動によって形成されている良好な景観を守り整えることで、地域の個性や特色を表現、市民の地域への誇りや愛着心を醸成を促し、地域の価値の向上に繋げていく。</p>		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
<ul style="list-style-type: none"> ・景観づくりWS、講演会等の開催 ・次世代につなぐ景観資源再生事業（視点場整備）の実施 ・景観形成促進事業補助金の運用 						
その他事項	山際周辺地区及び船頭町地区を重点エリアとしている。					

(2)空家・空地を利活用した新たな魅力の創出

事業名	市街地民間活力応援事業	担当課	地域振興課
事業概要	<p>中心市街地重点エリア（城下町、駅前・港）において、クラウドファンディングを活用して、地域活性化に資する施設等を整備する個人又は団体等に対して、整備に係る費用等の一部を補助する。</p>		
事業目的	<p>衰退の進む中心市街地の都市機能を、民間の活力・知恵により強化・充実・保全を図ることで、佐伯市民の暮らしや産業を支える愛着ある中心市街地へと変えてゆく。また、意欲のある優秀な個人事業店の集積を図ることで、魅力ある中心市街地を形成する。</p>		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
事業構築への参画 事業募集 補助金交付						
その他事項	民間活力応援基金1億円を活用。（民間都市開発推進機構1/2 50,000千円の拠出金を受入）					

城下町エリア 方針3 「文化芸術交流ゾーン」さいき城山桜ホールを中心とした賑わいの創出と市民活動の活性化

(1)世代を超えた交流機会の創出と市民協働の促進 (2)地域の文化的資源を活用した事業展開 (3)市全域に広がる事業展開 (4)複合施設の特性を活かした事業展開

事業名	さいき城山桜ホール活用事業	担当課	文化芸術交流課
重点プロジェクト	A 文化芸術交流拠点形成プロジェクト		
事業概要	さいき城山桜ホール及び大手前広場を中心に、賑わいの創出と市民活動の活性化を図るため、各種自主事業を企画運営する。また、市民参画・協働により、市民・地域を巻き込んだ広がりのある事業（共催事業等）を展開する。		
事業目的	城下町エリアの賑わいの創出及び市民活動の活性化を図る。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
イベント事業 事業企画 市民参画事業	●	●	●	●	●	●
その他事項	指定管理者制度導入など、今後の管理運営体制を検討する。					

城下町エリア 方針4 「食・賑わいゾーン」食を中心とした賑わいの再生

(1)民間資本による再開発

事業名	市街地再開発検討事業	担当課	地域振興課 他
重点プロジェクト	C 仲町周辺再生プロジェクト		
事業概要	国道217号線（大手前から佐伯鶴城高校入口付近）の沿線を活用。民間活力を誘導する可能性調査、条件等の整理を行い、都市機能として必要な居住空間、スーパーや事業所、公園等の整備を検討していく。		
事業目的	都市機能の集積による中心市街地の活性化		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
活用計画の作成 地権者調査 民間の意向調査等	●	●	●	●	●	●
その他事項	検討結果によって、市街地再開発を推進					

事業名	(再) 市街地民間活力応援事業	担当課	地域振興課
事業概要	中心市街地重点エリア（城下町、駅前・港）において、クラウドファンディングを活用して、地域活性化に資する施設等を整備する個人又は団体等に対して、整備に係る費用等の一部を補助する。		
事業目的	衰退の進む中心市街地の都市機能を、民間の活力・知恵により強化・充実・保全を図ることで、佐伯市民の暮らしや産業を支える愛着ある中心市街地へと変えてゆく。また、意欲のある優秀な個人事業店の集積を図ることで、魅力ある中心市街地を形成する。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
事業構築への参画 事業募集 補助金交付						
その他事項	民間活力応援基金1億円を活用。（民間都市開発推進機構1/2 50,000千円の拠出金を受入）					

事業名	チャレンジショップ事業	担当課	商工振興課
重点プロジェクト	C 仲町周辺再生プロジェクト（仲町以外の城下町エリア含）		
事業概要	<p>城下町エリアの空き店舗を整備し、整備した簡易貸店舗を、将来的に中心市街地内での創業希望者へ期限付き（最長2年間）で提供する。</p> <p>現在、仲町商店街内の空き店舗内に2区画の貸事業所があるが、これらには調理用の設備やスペースがない為、業種が限定されるという課題があった。今後は飲食業を含む多様な業種のチャレンジの場として、新たに貸事業所を整備し、格安で提供することで、本事業の拡充を図る。</p>		
事業目的	中心市街地において創業、開業を目指す起業家に対し、最長2年間低廉な家賃で事業に取り組んでいただき、経営を実践した後に本開業へ繋げることで空き店舗の活用、中心市街地の活性化、働く場の創出を図る。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
募集、入居 相談業務等						
その他事項	令和3年度～令和5年度 内閣府 地方創生推進交付金を活用					

事業名	まちなか開業サポートセンター設置・運営事業	担当課	商工振興課 地域振興課
事業概要	中心市街地内の空き店舗や空地情報、事業承継希望店舗等の把握、また、佐伯商工会議所等とも連携し、行政他、各分野からの起業家に向けた支援制度の紹介を行う。併せて各種起業セミナー等を開催する。		
事業目的	就業希望者へのサポートにより魅力ある個店の新規出店を促進し、中心市街地の賑わいを創出し、交流人口増加を目指す。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
体制構築	●————●					
情報収集	●————●					
設置・運営	●————●					
その他事項	令和3年度～令和5年度 内閣府 地方創生推進交付金を活用					

(2)通りの新たな活用・整備

事業名	(再) 城下町歩行者ネットワーク形成事業	担当課	建設課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 市道中島町線(うまいもん通り)の高質化【舗装全面改修】 【工事延長】 L=274.4m 【幅員】 W=4.0~6.3m 【舗装改修：高質化】 A=1,152m² 市道大手前池船線(船頭町・横丁通り)の高質化【舗装全面改修】 		
事業目的	<p>ランドデザインの策定に伴い、第1期事業実施重点エリアに指定されている「仲町周辺再生プロジェクト」の一環として、市道中島町線(うまいもん通り)の高質化を図る。</p> <p>「船頭町周辺賑わい形成プロジェクト」の一環として、市道大手前池船線(船頭町・横丁通り)の高質化を図る。</p>		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
市道高質化工事						
中島町線	●————●					
大手前池船線	●————●					
その他事項	市道中島町線(うまいもん通り)だけでなく、城下町エリアの既存高質化道路の現況を把握し、関係各課と協議しながら計画に組み込んでいく。					

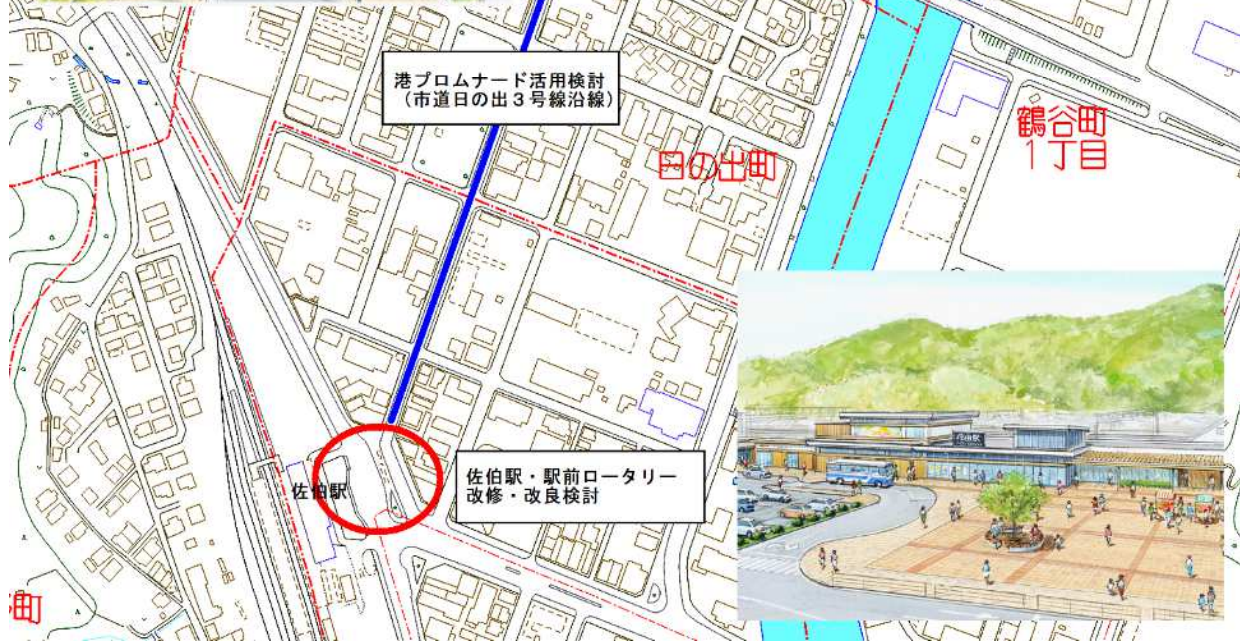
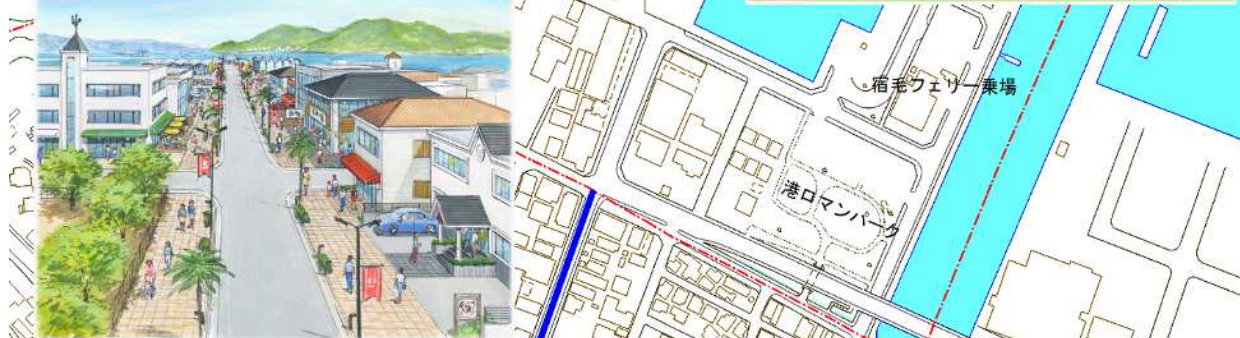
駅前・港エリア事業展開図

第1期実施計画検討事業

公設水産地方卸売市場（葛港市場）
のあり方検討 (P14)
佐伯駅、港プロムナード形成事業 (P15)

第1期実施計画ソフト事業

市街地民間活力応援事業 (P15)



駅前・港エリア 方針1 「港ゾーン」海の魅力を活かした賑わいゾーンの形成

(1)公共施設等の利活用による港の活性化

事業名	公設水産地方卸売市場（葛港市場）のあり方検討	担当課	水産課
事業概要	老朽化の著しい葛港市場及び鶴見市場双方の公設市場の今後の整備方針を決定するために、経済、流通、市場の運営等に関する専門家、水産関係者を中心に、令和2年10月に設置された		
事業目的	第三者委員会「佐伯市公設水産地方卸売市場のあり方検討委員会」により2つの市場（葛港市場と鶴見市場）の現状の分析、課題を整理し、今後における市場のあり方を検討する。		
進捗と方針	令和2年11月 第1回委員会 市場を取り巻く現状説明・意見交換 令和3年1月 第2回委員会 関係者の意向調査・取扱量と変化要因を踏まえた意見交換 令和3年3月 第3回委員会 将来の需要予測、施設規模算定の説明 これまで、3回の委員会を経て、現状では、①公設市場を一つに統合する②二つの市場が必要③葛港市場は漁協佐伯支店の荷捌きを使用するなどの意見が述べられている。 令和3年6月頃に検討結果を出し、市に報告予定となっている。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
事業検討	●—● 検討委員会の検討結果報告を踏まえ、市が方針決定。					
その他事項						

(2)港への観光につなげる機能の集積

(3)港周辺の景観整備

(4)港の公園整備

大分県港湾計画との整合性の検討・調整



駅前・港エリア 方針2 「佐伯駅前ゾーン」佐伯駅及び周辺の魅力向上

(1)佐伯市の玄関口にふさわしい JR 佐伯駅の機能の強化

(2)佐伯駅前交差点のデザイン化

事業名	佐伯駅、港プロムナード形成事業	担当課	地域振興課 他
重点プロジェクト	F 佐伯駅、港プロムナード魅力向上プロジェクト		
事業概要	グランドデザイン重点エリアである佐伯駅及び駅前の利便性向上と駅前・港地域の交流人口増加を目的とし、駅前ロータリー、駅前周辺の道路等の再整備計画の調査・検討を行う。		
事業目的	佐伯市の玄関口としてふさわしい駅前広場の形成と、バスの乗り換え機能、観光案内の充実を図る。将来的には大きな観光資源である葛港周辺の港湾計画の改訂を視野に海、魚、憩いの場を創出し、交流人口の拡大を図る。また、JRと協力し老朽化した駅舎の改修も事業実施の目的とする。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
事業検討						
その他事項	当面は、事業の検討を行っていく。					

駅前・港エリア 方針3 「港へのアクセスゾーン」佐伯駅と港を結ぶ魅力的なゾーンの形成

(1)海へ向かう魅力的な拠点整備

事業名	(再) 市街地民間活力応援事業	担当課	地域振興課
事業概要	中心市街地重点エリア（城下町、駅前・港）において、クラウドファンディングを活用して、地域活性化に資する施設等を整備する個人又は団体等に対して、整備に係る費用等の一部を補助する。		
事業目的	衰退の進む中心市街地の都市機能を、民間の活力・知恵により強化・充実・保全を図ることで、佐伯市民の暮らしや産業を支える愛着ある中心市街地へと変えてゆく。また、意欲のある優秀な個人事業店の集積を図ることで、魅力ある中心市街地を形成する。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
事業構築への参画						
事業募集						
補助金交付						
その他事項	民間活力応援基金1億円を活用。（民間都市開発推進機構1/2 50,000千円の拠出金を受入）					

第1期実施計画期間において中心市街地全体で取り組む事業

事業名	次世代を担う子どもたちへの地域産業教育事業	担当課	商工振興課
事業概要	次世代を担う市内の小中学生、高校生を対象に地域教育、職場体験等の産業教育、高校生を対象とした、接遇、スキルアップ講座等を実施する。		
事業目的	幼少期から地域や産業を知る機会を作り、市内児童生徒の地域への愛着心を育むことで、将来的な就職や定住促進に結び付ける。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
地域産業教育協議会の設置・運営	●—————●					
その他事項	令和3年度～令和5年度 内閣府 地方創生推進交付金を活用					

事業名	市街地 人と仕事創造事業	担当課	地域振興課
事業概要	中心市街地内での活動を有機的に促進するため、中心市街地まちづくりを牽引、一翼を担う株式会社まちづくり佐伯に対して、市民主体によるまちづくり活動の促進を目的として、市民が主役をテーマとしたまちづくり事業の企画・実施・運営を委託する。 具体的内容として、市街地内でのイベント企画実施、まちづくりに関わる人や団体等の紹介サイト作成・特産品開発、ウェブによる発信業務 他		
事業目的	株式会社まちづくり佐伯が市民、団体、企業と協力して中心市街地のコミュニティの強化、賑わいの創出を図る。また、多様な人、団体、企業を巻き込みながら人と仕事のプラットフォームを創ることで市街地に人の集う場、企業を興す場を作ることが目的。		

▼スケジュール、その他事項

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
ソフト事業の展開	●—————●					
その他事項	令和3年度～令和5年度 内閣府 地方創生推進交付金を活用					

8 計画に登載する事務事業の検証と見直し

計画の進捗管理と事業の検証を行うために、有識者による佐伯市市街地グランドデザイン推進協議会で意見聴取を行い、その意見を参考に市が事業内容を検証し、調整します。

9 推進体制

グランドデザインを推進するため、下記要綱に基づき協議会を設置し、検討、意見聴取をするとともに要綱第5条に基づき、必要に応じて部会の設置を行います。

委員名簿は19ページの通りです。

佐伯市市街地グランドデザイン推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 佐伯市が令和2年3月に策定した佐伯市市街地グランドデザインの推進を図るため、佐伯市市街地グランドデザイン推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 佐伯市市街地グランドデザインの推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に関する施策の推進及び実施に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する構成委員15人程度で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) まちづくりに取り組む団体の代表者及びまちづくり活動実践者
- (3) 関係行政機関の職員

2 会長は委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、協議会を統括する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を遂行する。

5 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長は出席委員の同意を得た上で、必要と認める者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 第2条に定める所掌事務を効果的に推進するため必要に応じて、協議会に部会を置くことができる。

2 部会長、副部会長は、部会委員の互選によりこれを定める。

3 推進部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(オブザーバー)

第6条 協議会及び部会に、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、協議会及び専門部会において、意見を述べ、又は指導を行うことができる。

(庶務)

第7条 協議会及び部会の庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行する。



佐伯市市街地グランドデザイン推進協議会委員名簿

令和5年9月1日現在

No	所 属 等	氏 名	備 考
1	佐伯市市街地グランドデザイン検討委員会	佐藤 誠治	(会長) 学識経験者
2	さいき城山桜ホール運営委員長	桑門 超	(副会長) 文化・芸術
3	一般社団法人 佐伯市観光協会	軸丸 綾香	観光
4	株式会社 大分銀行	荒金 弘昌	金融
5	株式会社 マツオカ	廣瀬 克樹	商工
6	佐伯商工会議所青年部	御手洗 慎太郎	商工・まちづくり
7	総務省 地域創造力アドバイザー	川野 幹雄	観光
8	株式会社 まちづくり佐伯	三浦 真実	まちづくり
9	佐伯まちゼミの会 会長	宮明 洋一郎	商工・まちづくり
10	JOIN 合同会社	三浦 優	広告・宣伝・印刷
11	ゲストハウスさんかくワサビ	中村 香純	まちづくり・定住促進
12	大分県南部振興局地域創生部	麻生 真以	行政関係者

作成 佐伯市役所地域振興部 地域振興課 市街地活性化係